

## 八尾市西郡地域まちづくり構想（素案）に係る市民意見提出制度実施要領

1	件 名	八尾市西郡地域まちづくり構想（素案）についての市民意見募集
2	目的	八尾市西郡地域まちづくり構想を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条に基づき、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的として実施します。
3	事務説明	<p>本市北部に位置する西郡地域は、市営住宅や公共施設などの市有地が多く、それぞれ老朽化が進んでいるほか、少子高齢化も八尾市全体に比べ進んでいる状況です。</p> <p>今後、今ある市営住宅や施設の建て替えなどを通じて、地域の方々がより利用しやすく暮らしの利便性が高まる場所をつくるとともに、地域外からもこの地域に訪れてもらい、多くの人に住みたいと思ってもらえるまちづくりを進めていくために、「八尾市西郡地域まちづくり構想」の策定を進めています。</p> <p>今回、策定する本構想について、広く市民の意見を計画に反映させるため、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、市民の意見・提言を募集します。</p>
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内 及び公表方法	<p>(1) 公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八尾市西郡地域まちづくり構想（素案）</li> </ul> <p>(2) 公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本館【4階政策推進課、3階情報公開室および1階総合案内】、各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、桂老人福祉センター、安中老人福祉センター、桂青少年会館、安中青少年会館、各図書館での閲覧</li> <li>・八尾市ホームページを利用した閲覧</li> </ul>
6	公表期間	令和7年12月10日（水）～令和8年1月9日（金）まで
7	意見募集期間	令和7年12月10日（水）～令和8年1月9日（金）まで（消印有効）
8	必須記入事項	<p>(1) タイトル「八尾市西郡地域まちづくり構想（素案）についての市民意見」</p> <p>(2) 意見・提言</p> <p>(3) 連絡先（任意） (氏名又は団体名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)</p> <p>※提出された連絡先等の個人情報は個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。</p> <p>※意見の該当箇所や内容が不明確な場合に、確認のため連絡をさせていただく場合がありますが、それ以外の目的には使用しません。</p>

9	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参（代理人によるものを含む。） 八尾市役所本館 4階 八尾市 政策企画部 政策推進課</p> <p>(2) 郵送 : 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 政策企画部 政策推進課</p> <p>(3) ファクシミリ : 072-924-3570</p> <p>(4) 電子メール : <a href="mailto:seisakusuisin@city.yao.osaka.jp">seisakusuisin@city.yao.osaka.jp</a></p> <p>(5) 電子申請システム</p>
10	提出された意見の取り扱い等	<p>(1) 提出された意見は、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日（令和8年3月頃を予定）、情報公開室及び市ホームページにて公表いたします。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。</p> <p>(2) 提出された意見は、氏名・連絡先を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文には出来るだけ記入しないよう、ご留意ください。</p> <p>(3) 意見を受領したことについて、個別の連絡はいたしません。</p> <p>(4) 電話・口頭での意見は、市民意見提出制度として取り扱いません。</p>
11	担当 (問い合わせ)	<p>八尾市 政策企画部 政策推進課 電話 : 072-924-3816（直通）</p>